

仕様書

1. 件名

健康局所管アナログ用フィルム（銀含）売払

2. 目的

本業務は本市放射線技術検査所に保管されているアナログ用フィルム（銀含）の売払に関するものであり、本売払物件は銀回収にのみ使用できるものとする。

本売払契約に関しては、大阪市契約規則、その他関係法令を守り、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

3. 売払物件

品名	予定数量（総重量）
アナログ用フィルム（銀含）	約 1, 194 kg

※本売払契約は 1 kg あたりの単価契約とする。

※総重量はあくまでも予定数量であり、本市の都合により増減する。

※内訳詳細及び写真については別紙 1 のとおり。

4. 保管及び引取場所

大阪市放射線技術検査所（大阪市浪速区敷津西 1 丁目 5 番 23 号 浪速図書館 2 階）

・事務所は浪速図書館の 2 階にあり、エレベーターが無いため、外階段での運搬となる。

（詳細は別紙 2 搬出経路図をご確認ください。）

・敷地内の駐車可（事前に車種、車両番号を連絡いただく必要あり。）

5. 引取期限

令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 5 時

6. 下見

下見を希望する際は、下記日時において下見を行うことができ、下見日前日の正午までに必ず電話にて「11. 問合せ先」まで事前連絡を入れることとする。事前連絡のない下見については受け付けないものとする。

①令和 7 年 11 月 13 日（木） 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

②令和 7 年 11 月 14 日（金） 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

7. 計量

重量の計量については、買受人が計量法に基づく検査に合格した計量器を持参して本市担当者立会いのもと保管及び引取場所にて行い、双方が確認した重量の合計を確定数量とする。

なお、計量器の種類は問わない。

8. 物品の引取

（1）落札後、アナログ用フィルムの引取については本市担当者と日程調整等を行い、承認を得てから引取ること。なお、引取時間は平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

また、本仕様書「7. 計量」のとおり計量実施後に引取ること。

（2）運搬費用、回収費用等は全て買受人負担とする。

（3）アナログ用フィルムの引取に関しては、本市担当者の指示に従い、敷地内では安全に十分気をつけ、当該建物使用者の業務を妨げないよう留意すること。また、引取時及び引取後の事故については庁舎敷地内・外に関わらず全て買受人の責任において処理すること。

（4）作業の履行に当たっては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令

和5年大阪市条例第5号)等の個人情報保護に関する関係法令を遵守すること。

- (5) 積み込みや積降ろしなどの際には、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止するための適正な管理を行うこと。
- (6) 運搬に際しては、車両に荷台シートをかける処置をするなど、荷崩れ・散逸等の事故を未然に防止する対策を講じ、飛散、落下させないよう細心の注意を払うこと。また、道路交通法等の関係法令を遵守すること。
- (7) 回収したアナログ用フィルムは、個人情報の漏えいが無いよう速やかに処分し、処分後、業務完了報告書を提出すること。
- (8) 作業員が作業中に知り得た情報を他に漏らしてはならず、また、職を退いた以後においても同様とする。
- (9) 作業中にアナログ用フィルムの閲覧、複写など一切の諜報活動を行ってはならない。
- (10) 引渡しを受けたアナログ用フィルムが買受人の関係者又は第三者によって他の目的に利用される事態が生じた場合等には、本市が指示する対抗策を講じるとともに、損害賠償の責任を負うこと。

9. 代金の納入

代金の納入については、令和7年12月26日(金)までに確定数量に契約単価(税込)を乗じた金額を、本市発行の納入通知書により納付すること。

10. その他

- (1) 記載の数量は、本市の予定重量であり、確定数量との差異について、買受人は異議を申し立てることはできない。
- (2) 回収したアナログ用フィルムの中には、不純物が含まれていることがあるが、売払価格については、不純物込みの重量になるので、単価算定の際は十分に考慮すること。
- (3) 本市仕様書に疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の異義申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- (4) 物件における個人情報の取扱いについては、回収時及び引き取り後においても、個人情報の漏洩等無きよう適正に管理すること。
- (5) 本売払契約締結後の物件については、本市は一切の責任を負わない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、原則として本市の解釈による。

11. 問合せ先

大阪市健康局健康推進部健康施策課(管理グループ)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話(06)6208-9952

担当:武山

特 記 仕 様 書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（健康局総務部総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

【対象施設】

① 名称 放射線技術検査所

住所 大阪市浪速区敷津西1-5-23 2F

図	アナログ用フィルムの詳細 ※重量が約100kgを超えるものは、重量を記載	幅 (cm) ①	奥行 (cm) ②	高さ (cm) ③	数量 ④	サイズ (m³) ①×②×③ ÷1,000,000 ×④	備考
	放射線技術検査所内保管分						
1	アナログ用フィルム（銀含）;直接フィルム	95	125	120	1括り	1.425	1041.8
2	アナログ用フィルム（銀含）;間接フィルム	245	75	55	1括り	1.011	152.15

合計 2.436 約1,194

単位 m³ kg

(※) 上記は各パーツ毎に計測したものである。

①



②





